

雑損控除の計算と確定申告書の記載例②

(便宜的な損失額の計算)

※この記載例は雑損控除の金額が総所得金額等を超えない場合を例に説明しています。

(設例)

- 私(信越 一郎)は63歳の会社員で、給料と公的年金の収入があります。
(設例中、年齢及び所有期間等は、全て「災害の始まった日」現在の状況です)
- 家族は妻、長男1人(20歳)で全員同居しており、私以外に収入はありません。
- 新潟県中越地震における被害状況は次のとおりです。
 - 住宅の状況(地震により一部破損)
 - 平成元年8月に取得したが取得価額不明(所有期間15年3月)
 - 木造2階建(床面積120㎡)
 - 家財の状況(地震により一部破損)
 - 個別の取得価額不明

参考資料

〔表1〕公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	割合(B)	控除額(C)
65歳未満 昭和15年1月2日 以後に生まれた方	700,000円までは、②に「0」と記入		
	700,001 ～ 1,299,999	100	700,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	75	375,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	85	785,000
	7,700,000 以上	95	1,555,000
65歳以上 昭和15年1月1日 以前に生まれた方	1,400,000円までは、②に「0」と記入		
	1,400,001 ～ 2,599,999	100	1,400,000
	2,600,000 ～ 4,599,999	75	750,000
	4,600,000 ～ 8,199,999	85	1,210,000
	8,200,000 以上	95	2,030,000

雑所得の金額 = (A) × (B) % - (C) = ②

⇒確定申告書②欄へ記入

〔表2〕所得税の税額表

申告書②欄の金額(A)	税率(B)	控除額(C)
1,000 ～ 3,299,000	10	0
3,300,000 ～ 8,999,000	20	330,000
9,000,000 ～ 17,999,000	30	1,230,000
18,000,000 以上	37	2,490,000

所得税額 = (A) × (B) % - (C) = ②②

⇒確定申告書②②欄へ記入

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の記載例

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

小千谷 税務署長

住所 小千谷市東栄1-5-24

氏名 信越 一郎

災害年月日	16.10.23	災害の区分	地震
住宅の区分	平屋(一部破損)その他()	住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造
住宅の取得年月	平元年8月		
住宅の床面積	120㎡	被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損・床上浸水
cm		浸水時間	時間
土砂(雨水)の流入	有・無		

住宅・家財等の損失額の計算			
1	住宅の種類	木造二階建	
住宅	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
宅	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	146千円/㎡×120㎡ = 17,520,000円
の	(①・②)×0.9×償却率×経過年数	③	7,332,120
損	被災直前の時価相当額((①・②)-③)	④	10,187,880
失	損害額(④×被害割合)	⑤	509,394
額	保険金などで補てんされる金額	⑥	0
	差引損失額(⑤-⑥)	⑦	509,394
2	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額(別紙から転記)	⑧	円
家	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢63歳:夫婦・独身)	⑨	11,500,000円
財	生計を一にする親族による加算額 大人(18歳以上の者)1人につき1,300,000円	⑩	大人1,300,000円×1人=1,300,000円
の	子供(18歳未満の者)1人につき800,000円	⑪	子供800,000円×1人=800,000円
損	被災直前の時価相当額(⑨+⑩+⑪)	⑫	12,800,000円
失	損害額((⑫・⑬)×被害割合)	⑬	640,000
額	保険金などで補てんされる金額	⑭	0
	差引損失額(⑬-⑭)	⑮	640,000
3	普通・軽の区分	普通・軽	普通・軽
車	取得年月	年 月	年 月
輛	車輛の取得価額	⑯	円
の	⑯×0.9×償却率×経過年数	⑰	
損	被災直前の時価相当額(⑯-⑰)	⑱	
失	損害額(⑱×被害割合)	⑲	
額	保険金などで補てんされる金額	⑳	
	差引損失額(⑲-㉑)	㉑	
	損失額の合計(⑦+⑮+㉑)	㉒	1,149,394

記載にあたっては、「住宅・家財等の損失額の算定方法について」の別表1から別表5を参照してください。

②欄は別表1「地域別・構造別工事費用表」から1㎡当たりの工事費用を記入し、計算してください。

③欄は別表4「住宅の減価償却率」から償却率を求め、計算してください。なお、「経過年数」は取得の時から損失の生じた時までの期間を計算し、1年未満の端数が生じた場合には、6月以上は1年とし、6月未満は切り捨てます(以下同じ)。

(中古住宅を購入していた場合の計算方法は税務署にお尋ねください)

(例) $17,520,000 \times 0.9 \times 0.031 \times 15 = 7,332,120$
 $\times 0.9 \times \times =$

⑤欄は別表3「被害割合表」から被害割合を求め、計算してください。

(例) $10,187,880 \times 5\% = 509,394$
 $\times \% =$

⑨欄には別表2「家族構成別家財評価額」から家族構成別家財評価額を記入してください。

⑩欄は世帯(夫婦又は独身)以外の生計を一にする大人(18歳以上)及び子供(18歳未満)の人数を記入し、加算額を計算します。なお、年齢は「災害の始まった日」現在の現況によります。

⑫欄は別表3「被害割合表」から被害割合を求め、計算してください。

(例) $12,800,000 \times 5\% = 640,000$
 $\times \% =$

⑥、⑬及び⑲欄は保険金などで補てんされる金額がある場合に、記入してください。

なお、見舞金等でも、その名目いかんにかかわらず損失が生じた資産の、損失額を補てんする目的で支払われるものは「保険金などで補てんされる金額」に含めて計算します。

雑損控除を受ける場合の確定申告書 A の記載例（給与収入と公的年金収入のみの場合）

※給与、雑、配当及び一時所得以外の所得がある方は確定申告書 B を使用します。

小千谷 税務署長 平成 16 年分の所得税の確定申告書 A

住所 小千谷市東栄 1-5-24 氏名 信越 一郎

平成 16 年 1 月 1 日現在 小千谷市東栄 1-5-24

表面【表 2】で計算した ②② の金額を記入します。

表面【表 1】で計算した ② の金額を記入します。

「所得税の確定申告の手引き～確定申告書 A～」の 15 ページから 22 ページを参照してください。

平成 16 年分 給与所得の源泉徴収票

支給を受ける者 小千谷市東栄 1-5-24 氏名 信越 一郎

給与 6,500,000 円 雑 2,500,000 円

源泉徴収税額 220,900 円

平成 16 年分 公的年金等の源泉徴収票 (受給者交付用)

支給を受ける者 小千谷市東栄 1-5-24 氏名 信越 一郎

所得税法第 203 条の 3 第 1 号適用分 2,500,000 円

所得税法第 203 条の 3 第 2 号適用分 190,000 円

雑損控除の金額は次のとおり計算してください。

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の ⑤ の金額 + 災害関連支出の金額

確定申告書 ⑤ の金額

B × 10% (赤字のときは 0)

A - C (赤字のときは 0)

A のうち災害関連支出の金額 (注)

E - 5 万円 (赤字のときは 0)

D と F のいずれか多い方の金額

雑損控除の金額は 533,394 円

雑損控除の金額は次のとおり計算してください。

「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の ⑤ + ⑦ + ⑧ の金額を記入してください。

「保険金などで補てんされる金額」欄は「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の ⑥ + ⑬ + ⑭ の金額を記入してください。

		設例の計算	計算欄
「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の⑤欄の金額 + 災害関連支出の金額	A	1,149,394 円	円
確定申告書⑤欄の金額	B	6,160,000 円	円
B×10% (赤字のときは0)	C	616,000 円	円
A-C (赤字のときは0)	D	533,394 円	円
Aのうち災害関連支出の金額 (注)	E	0 円	円
E-5万円 (赤字のときは0)	F	0 円	円
DとFのいずれか多い方の金額	G	533,394 円	円

(注) 災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用等をいいます。

定率減税額 (申告書 ② 欄) は次の ① と ② のうちいずれか少ない方の金額となります。

① 申告書 ② 欄の金額 × 20%

② 250,000 円

「所得税の確定申告の手引き～確定申告書 A～」の 15 ページから 22 ページを参照してください。